

令和 7 年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

I 所管事項説明

- 1 「令和 7 年版県政レポート（案）」について…………… 別途配布済
「令和 7 年版県政レポート（案）」について（変更分）…………… 1
- 2 「三重県教育ビジョン」の進捗状況について…………… 9
- 3 自己肯定感を涵養する教育の推進について…………… 19
- 4 令和 8 年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について…………… 28
- 5 教職員の人材確保について…………… 33
- 6 不登校の状況にある児童生徒への支援について…………… 39
- 7 令和 10 年度全国高等学校総合体育大会の開催について…………… 47
- 8 審議会等の審議状況について…………… 49

令和 7 年 6 月 1 9 日
教 育 委 員 会

1 令和7年版県政レポート（案）について（変更分）

令和7年版県政レポート（案）について、冊子配布後にK P I（重要業績評価指標）の暫定値が確認できたことから、記載内容を一部変更いたします。

※当資料では、「令和7年版県政レポート（案）」のページ番号を記載しています。

○施策14-5 誰もが安心して学べる教育の推進（257 ページ）

「めざす姿の実現に向けた総合評価」（257 ページ）

<変更後>

めざす姿の実現に向けた総合評価	
総合評価	評価の理由
B	不登校児童生徒の個々の状況に応じ、多様な支援を進めました。不登校児童生徒数の増加が著しく、児童生徒を専門的な支援につなげる取組に課題が残っています。外国人児童生徒への日本語指導については、オンライン等を活用しながら充実を図ることができました。さらに、県立夜間中学設置に向けた取組により、社会的自立に向けた力をおおむね順調に育成することができました。また、ヘルメットの着用推進に向けては依然として課題が残るものの、子どもたちの安全・安心を確保するための取組をおおむね順調に進めることができました。

<変更前>

めざす姿の実現に向けた総合評価	
総合評価	評価の理由
B (見込)	不登校児童生徒の個々の状況に応じ、学校内外の機関等を活用するなど、多様な支援を進めました。外国人児童生徒への日本語指導については、オンライン等を活用しながら充実を図ることができました。さらに、県立夜間中学設置に向けた取組により、社会的自立に向けた力をおおむね順調に育成することができました。また、ヘルメットの着用推進に向けては依然として課題が残るものの、子どもたちの安全・安心を確保するための取組をおおむね順調に進めることができました。

「不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合」(259 ページ)

<変更後>

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達 成状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合						①	
—	小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1%	小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2%	小学生 83.7% 中学生 80.0% 高校生 66.3%	小学生 71.8% 中学生 75.1% 高校生 70.1%	小学生 86.4% 中学生 84.3% 高校生 68.4%	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	c
小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9%	小学生 63.5% 中学生 60.4% 高校生 49.2%	小学生 60.1% 中学生 60.1% 高校生 46.5% (暫定値)	—	—	—	

<変更前>

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合						①	
—	小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1%	小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2%	小学生 83.7% 中学生 80.0% 高校生 66.3%	未確定	小学生 86.4% 中学生 84.3% 高校生 68.4%	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	未確定
小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9%	小学生 63.5% 中学生 60.4% 高校生 49.2%	未確定		—	—	

「①不登校の状況にある児童生徒への支援」（259 ページ）

＜変更後＞

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、教育相談体制の充実に取り組みます。
- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談会」を引き続き実施するとともに、多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援、オンラインによる相談、訪問型支援に取り組みます。
- ・学校へ行くことはできるが教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの一層の整備促進に向けて取り組むとともに、フリースクール等を利用する経済的事項がある世帯に利用料の一部を補助します。
- ・誰一人取り残さない教育の実現のため、「学びの多様化学校」の指定を受ける県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）を学びの多様化学校として運営するとともに、学びの多様化学校の設置を検討する市町の支援に向けて取り組みます。
- ・地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行います。
- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンスを育む取組を継続的に実施するため、発展的・応用的なレジリエンス教育プログラムを完成させ、県内各校に周知します。また、潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、これまで実施してきたスクリーニングの成果をふまえ、スクリーニングの意義やスクールソーシャルワーカーとの連携方法等についてまとめ、県内各校に周知します。

<変更前>

3. 令和7年度の課題と取組方向
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 不登校の状況にある児童生徒への支援 ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談会」を引き続き実施するとともに、多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援、オンラインによる相談、訪問型支援に取り組みます。 ・学校へ行くことはできるが教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの一層の整備促進に向けて取り組むとともに、フリースクール等を利用する経済的事項がある世帯に利用料の一部を補助します。 ・誰一人取り残さない教育の実現のため、「学びの多様化学校」の指定を受ける県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)を学びの多様化学校として運営するとともに、学びの多様化学校の設置を検討する市町の支援に向けて取り組みます。 ・地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行います。 ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンスを育む取組を継続的に実施するため、発展的・応用的なレジリエンス教育プログラムを完成させ、県内各校に周知します。また、潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、これまで実施してきたスクリーニングの成果をふまえ、スクリーニングの意義やスクールソーシャルワーカーとの連携方法等についてまとめ、県内各校に周知します。

施策 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	不登校児童生徒の個々の状況に応じ、多様な支援を進めました。不登校児童生徒数の増加が著しく、児童生徒を専門的な支援につなげる取組に課題が残っています。外国人児童生徒への日本語指導については、オンライン等を活用しながら充実を図ることができました。さらに、県立夜間中学設置に向けた取組により、社会的自立に向けた力をおおむね順調に育成することができました。また、ヘルメットの着用推進に向けては依然として課題が残るものの、子どもたちの安全・安心を確保するための取組をおおむね順調に進めることができました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・不登校児童生徒の状況は一人ひとり異なることから、個々の状況に寄り添った多様な支援を行いました。
- ・教育支援体制を強化するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充しました。
- ・多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援を引き続き行うとともに、訪問型支援や保護者支援に取り組みしました。
- ・不登校の状況にある中高生等が他者や社会とつながるきっかけを得たり、自身の興味・関心をひろげたりするため、オンラインを活用した交流の場「オンラインの居場所」に取り組みしました。
- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもたちの保護者相談会」を県内8会場で引き続き実施しました。
- ・学校へ行くことはできるが教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの整備に取り組みしました。
- ・県立高等学校において、同時双方向の遠隔授業による学習支援を実施することで、不登校生徒の学習機会の確保に取り組みしました。
- ・県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)について「学びの多様化学校」の指定を受けるとともに、その概要や特徴を各市町教育委員会担当者に周知し、設置検討が進むよう取り組みました。
- ・フリースクール等を利用する経済的事情がある世帯に利用料の一部を補助することにより、子どもたちが学びを継続できるよう支援しました。
- ・地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、県内全ての教育支援センター(22センター)にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、8地域9セン

ターに重点的に配置し、支援体制を強化しました。また、訪問型支援を推進するため、不登校支援アドバイザーを委嘱し、各教育支援センターに対して助言を行うとともに家庭訪問等を実施するなど多様な支援に取り組みました。

- ・有識者や学校関係者、市町教育支援センターや民間団体の関係者、臨床心理士、福祉、医療の関係者等による「不登校児童生徒支援推進検討会」を開催し、不登校児童生徒やその保護者に寄り添った支援や専門人材を活用した支援の在り方について意見をいただきました。
- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンスを育む取組を県内17校で実践するとともに、継続的に実施するため、発展的・応用的なレジリエンス教育プログラムの作成に取り組みました。
- ・潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、スクリーニングの手法を活用した取組を、3市6校、1県立高等学校で実施し、必要な支援につなげました。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・散在地域等の小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、民間企業と連携してオンラインを活用した日本語教育を実施するとともに、巡回相談員による遠隔支援を実施しました。また、各市町が実施する初期日本語指導や適応指導などの取組への支援を行うとともに、小中学校に巡回相談員を派遣して、日本語指導や適応指導、保護者への支援を行いました。
- ・高等学校では、入学後の早い段階から日常生活で必要となる日本語の習得等を推進するとともに、外国人生徒支援専門員等による学習支援を行いました。また、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深めるセミナー(3校で、10月から12月に実施)や、教職員が日本語指導について学ぶ研修会(年間2回、6月・12月実施)等を開催しました。
- ・令和7年4月の県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)の開校に向け、7月から施設の改修工事を行ったほか、教員等を構成員とする開校準備委員会においてカリキュラムの検討を行うなど、必要な取組を進めました。また、引き続き夜間中学体験教室「まなみえ」を県内2ヶ所(津、四日市)で実施しました。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・高校生の自転車乗車時のヘルメット着用推進と事故の未然防止に向けて交通法規を遵守する意識を高めるため、「三重県高校生バイシクルサミット」を開催し、ヘルメット着用を含めた交通安全について生徒同士が意見交換するとともに、各校での生徒の主体的な取組を促進しました。
- ・児童生徒の危険予測能力や危険回避能力を育むため、実践地域において、交通安全および防犯に関する知見を持つ学校安全アドバイザーの指導・助言のもと、通学路の安全点検や安全マップづくりなどを通じた安全教育や教職員研修を行いました。
- ・公立学校の教員を対象に校種別に、交通安全や防犯についての講習会を行い、指導力向上に取り組みました。
- ・学校安全ボランティアであるスクールガードを養成するとともに、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成に取り組みました。
- ・子どもの自死予防のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用した教育相談体制の充実を図りました。また、子どもが不安や悩みを抱えたときに適切に他者にSOSを出す方法や、教職員や保護者が子どもの危機への対応方法について学ぶ動画教材の作成に取り組みました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達 成状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合						①	
—	小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1%	小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2%	小学生 83.7% 中学生 80.0% 高校生 66.3%	小学生 71.8% 中学生 75.1% 高校生 70.1%	小学生 86.4% 中学生 84.3% 高校生 68.4%	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	c
小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9%	小学生 63.5% 中学生 60.4% 高校生 49.2%	小学生 60.1% 中学生 60.1% 高校生 46.5% (暫定値)	—	—	—	
日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合						②	
—	小学校 80.0% 中学校 80.0% 高等学校 60.0%	小学校 90.0% 中学校 90.0% 高等学校 70.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 80.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学 校 103.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 90.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	a
小学校 78.8% 中学校 74.6% 高等学校 52.6%	小学校 79.0% 中学校 90.9% 高等学校 62.5%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 68.8%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 82.4%	—	—	—	
通学路の安全対策が実施された箇所の割合						③	
—	97.5%	100%	100%	96.2%	100%	100%	b
95.1%	97.0%	97.4%	96.2%		—	—	

3. 令和7年度の課題と取組方向
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 不登校の状況にある児童生徒への支援 ・学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、教育相談体制の充実に取り組みます。 ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談会」を引き続き実施するとともに、多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援、オンラインによる相談、訪問型支援に取り組みます。 ・学校へ行くことはできるが教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの一層の整備促進に向けて取り組むとともに、フリースクール等を利用する経済的事情がある世帯に利用料の一部を補助します。 ・誰一人取り残さない教育の実現のため、「学びの多様化学校」の指定を受ける県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）を学びの多様化学校として運営するとともに、学びの多様化学校の設置を検討する市町の支援に向けて取り組みます。

- ・地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行います。
- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンスを育む取組を継続的に実施するため、発展的・応用的なレジリエンス教育プログラムを完成させ、県内各校に周知します。また、潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、これまで実施してきたスクリーニングの成果をふまえ、スクリーニングの意義やスクールソーシャルワーカーとの連携方法等についてまとめ、県内各校に周知します。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・誰一人取り残さない教育の実施に際し、小中学校における日本語教育の質担保および充実を図る必要があります。今後も、オンラインを活用した日本語教育を引き続き実施するとともに、巡回相談員による遠隔支援のさらなる拡充を進めます。また、各市町が実施する初期日本語指導・適応指導などの取組への支援や、巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援を引き続き実施します。
- ・高等学校では、日本語指導が必要な外国人生徒が地域において社会的自立を果たし社会の一員として活躍できるよう、生徒の日本語能力に応じた指導等の取組について実践事例を普及するとともに、引き続き、外国人生徒支援専門員等による学習支援に取り組みます。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナーを開催するとともに、教職員が日本語指導について学ぶ研修会を実施します。
- ・令和7年4月に開校した県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)に入学する生徒が、個々の状況に応じていきいきと学習に取り組めるよう、円滑な学校運営に取り組めます。また、引き続き、四日市会場で夜間中学体験教室「まなみえ」を実施します。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・高校生が自転車乗車時のヘルメット着用や交通法規の遵守に対する意識を高めるために、効果的な取組について意見交換する「三重県高校生バイシクルサミット」の開催やヘルメット着用努力義務の校則への記載、教職員を対象とした交通安全講習会の実施などにより、各学校の実践につなげる取組を進めていきます。
- ・学校安全アドバイザーの助言のもと、実践地域の児童生徒が通学路の安全点検や安全マップづくりをしたり、高校生が小中学生に対し、交通安全および防犯に係る出前授業等を行うなどして、子どもたちが主体的に判断し、行動するための安全教育を推進します。
- ・教職員の学校安全に対する知識や意識を高め、各校での取組を充実させるため、小学校および高等学校の教員を対象とした交通安全講習会と、中学校教員を対象とした防犯講習会の実施に向けて取り組みます。
- ・児童生徒が登下校中に事故に巻き込まれる事案が発生していることから、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成およびスクールガードの養成並びに活動支援に取り組めます。
- ・子どもが不安や悩みを抱えたときに適切に他者にSOSを出す方法や、教職員や保護者が子どものサインに気づき、適切に対処するための動画教材を完成させ、令和7年夏頃を目途に各学校に提供して子どもの自死予防に取り組めます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	6年度	7年度
予算額等	223	101	544	186
概算人件費	14,683	14,318	15,288	—
(配置人員)	(1,650 人)	(1,623 人)	(1,685 人)	—

2 「三重県教育ビジョン」の進捗状況について

1 概要

令和6年度から令和9年度までの4年間の計画期間とした「三重県教育ビジョン」は、6つの基本施策と32の施策で構成されており、施策ごとにKPI（重要業績評価指標）を設定し、取組を進めました。

令和6年度の目標達成状況について、A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）となった指標は89.5%でした。

なお、KPIの達成状況をふまえて、一部の目標値を変更しています。

【目標達成状況】

令和6年度目標に対する実績値の割合

A（進んだ）：100%

B（ある程度進んだ）：85%以上 100%未満

C（あまり進まなかった）：70%以上 85%未満

D（進まなかった）：70%未満

2 施策の目標達成状況（詳細は別紙）

令和7年6月9日現在

基本施策	施策の目標達成状況				
	A 進んだ	B ある程度 進んだ	C あまり 進まなかった	D 進まなかった	未確定
(1)未来の礎となる力の育成	11	10	0	0	0
(2)未来を創造し社会の担い手となる力の育成	5	6	0	0	0
(3)特別支援教育の推進	3	1	0	0	0
(4)いじめや暴力のない学びの場づくり	2	6	1	0	1
(5)誰もが安心して学べる教育の推進	7	2	4	0	0
(6)学びを支える教育環境の整備	12	3	2	0	0
合計	40 (52.6%)	28 (36.8%)	7 (9.2%)	0 (0%)	1 (1.3%)

89.5%

3 今後の方針

令和6年度の目標達成状況をふまえ、引き続き各施策の目標達成に向けて取り組んでいきます。

三重県教育ビジョン K P I（重要業績評価指標）の達成状況と評価（令和6年度）

【基本施策1】未来の礎となる力の育成

施策名	項目	令和5年度	令和6年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標達成状況が C又はDの理由	
		現状値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値		目標値
① 一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進	普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある子どもたちの割合	小学生 90.1% 中学生 87.9%	小学生 90.4% 中学生 88.5%	小学生 92.1% 中学生 90.6%	小学生 1.00 (A) 中学生 1.00 (A)	小学生 90.6% 中学生 89.0%	小学生 90.8% 中学生 89.5%	小学生 91.0% 中学生 90.0%	
	自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 81.9% 中学生 80.9%	小学生 82.5% 中学生 81.2%	小学生 82.4% 中学生 83.7%	小学生 0.99 (B) 中学生 1.00 (A)	小学生 83.0% 中学生 81.5%	小学生 83.5% 中学生 81.8%	小学生 84.0% 中学生 82.0%	
② 確かな学力の育成	「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもの学力の伸び	小学生 97.1 中学生 98.4	小学生 98.0 中学生 99.0	小学生 96.5 中学生 98.3	小学生 0.98 (B) 中学生 0.99 (B)	小学生 99.0 中学生 100.0	小学生 100.0 中学生 101.0	小学生 101.0 中学生 102.0	
	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合	小学生 79.1% 中学生 81.6%	小学生 80.3% 中学生 86.0%	小学生 81.3% 中学生 82.4%	小学生 1.00 (A) 中学生 0.96 (B)	小学生 81.0% 中学生 86.7%	小学生 81.7% 中学生 87.4%	小学生 82.4% 中学生 87.4%	
③ 幼児教育の推進	幼保小接続に関する研修等を実施した市町の数	23市町	24市町	26市町	1.00 (A)	25市町	27市町	29市町	
④ 人権教育の推進	学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	94.1%	94.7%	94.0%	0.99 (B)	97.3%	100%	100%	
⑤ 道徳教育の推進	道徳の授業で、「考え、議論」している子どもたちの割合	小学生 82.1% 中学生 87.3%	小学生 83.3% 中学生 88.0%	小学生 86.9% 中学生 91.8%	小学生 1.00 (A) 中学生 1.00 (A)	小学生 84.5% 中学生 88.7%	小学生 85.7% 中学生 89.4%	小学生 87.0% 中学生 90.0%	
⑥ 読書活動・文化芸術活動の推進	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生 57.2% 中学生 44.7%	小学生 57.9% 中学生 45.8%	小学生61.1% 中学生59.0% (参考値)	小学生 1.00 (A) 中学生 1.00 (A)	小学生 58.6% 中学生 47.0%	小学生 59.3% 中学生 48.2%	小学生 60.0% 中学生 49.4%	
	高等学校の文化部活動で外部の専門家が実技指導等を実施した回数	2,893回 (R4)	3,066回	2,740回 (R5)	0.89 (B)	3,152回	3,239回	3,325回	

施策名	項目	令和5年度	令和6年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標達成状況が C又はDの理由
		現状値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	目標値	
⑦ 健康教育・食育の推進	むし歯予防に取り組んでいる小学校・特別支援学校（小学部）の割合	60.4%	70.0%	75.8%	1.00 (A)	80.0%	90.0%	100%	
	朝食を食べている子どもたちの割合	小学生 93.6% 中学生 91.5%	小学生 94.0% 中学生 91.9%	小学生 93.5% 中学生 91.6%	小学生 0.99 (B) 中学生 0.99 (B)	小学生 94.4% 中学生 92.3%	小学生 94.8% 中学生 92.7%	小学生 95.1% 中学生 93.1%	
⑧ 体力の向上と運動部活動改革の推進	運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合	小学生 37.8% 中学生 72.7%	小学生 41.6% 中学生 77.8%	小学生 38.8% 中学生 72.9%	0.93 (B) 0.94 (B)	小学生 42.8% 中学生 78.0%	小学生 44.1% 中学生 78.2%	小学生 45.3% 中学生 78.4%	
	運動部活動の地域連携・地域移行に取り組んでいる中学校の割合	51.0%	67.0%	88.5%	1.00 (A)	83.0%	100%	100%	

※実績値に（参考値）とある指標は、「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問調査の結果から算出することとしていましたが、同調査から質問項目が削除されたことから、県独自で実施した同内容のアンケート調査から算出しています。

【基本施策2】未来を創造し社会の担い手となる力の育成

施策名	項目	令和5年度	令和6年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標達成状況が C又はDの理由
		現状値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	目標値	
① キャリア教育の推進	目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	小学生 90.2% 中学生 92.0% 高校生 71.0%	小学生 97.0% 中学生 97.4% 高校生 79.1%	小学生 91.0% 中学生 91.7% 高校生 73.5%	小学生 0.94 (B) 中学生 0.94 (B) 高校生 0.93 (B)	小学生 98.5% 中学生 98.7% 高校生 81.1%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 83.1%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 85.1%	
	学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている高校生の割合	82.8%	91.9%	82.3%	0.90 (B)	96.0%	100%	100%	
② グローカル教育の推進	国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの数	中学生 898人 高校生 245人	中学生 1,400人 高校生 260人	中学生 2,191人 高校生 273人	中学生 1.00 (A) 高校生 1.00 (A)	中学生 2,200人 高校生 280人	中学生 2,250人 高校生 300人	中学生 2,250人 高校生 320人	
	地域や社会をよくするために何かしてみたいと考える子どもたちの割合	小学生 77.9% 中学生 68.8%	小学生 78.5% 中学生 69.0%	小学生 83.8% 中学生 77.7%	小学生 1.00 (A) 中学生 1.00 (A)	小学生 79.0% 中学生 69.3%	小学生 79.5% 中学生 69.6%	小学生 80.0% 中学生 70.0%	
③ 新たな価値を創り出す力の育成	困難だと思ふことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合	76.0%	81.8%	79.4%	0.97 (B)	82.8%	83.8%	84.8%	
	実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った高等学校の数	38校	42校	42校	1.00 (A)	47校	52校	56校	
④ 主体的に社会を形成する力の育成	地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	63.9%	74.9%	69.7%	0.93 (B)	77.3%	79.7%	82.1%	

※網かけ部分は、目標値を変更した箇所です。

【基本施策３】特別支援教育の推進

施策名	項目	令和５年度	令和６年度			令和７年度	令和８年度	令和９年度	目標達成状況が Ｃ又はＤの理由
		現状値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	目標値	
① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進	特別支援教育に関する高い専門性を生かした指導・支援を行った高等学校の割合	82.5% (R4)	85.0%	82.1%	0.97 (B)	90.0%	95.0%	100%	
	通級による指導を担当する教職員に対する研修の受講者数（累計）	60人	110人	121人	1.00 (A)	130人	150人	180人	
② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100% (R4)	100%	100%	1.00 (A)	100%	100%	100%	
	特別支援学校における交流および共同学習の実施回数	756回 (R4)	800回	900回	1.00 (A)	900回	1,000回	1,100回	

※網かけ部分は、目標値を変更した箇所です。

【基本施策4】いじめや暴力のない学びの場づくり

施策名	項目	令和5年度	令和6年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標達成状況が C又はDの理由
		現状値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	目標値	
① いじめや暴力をなくす取組の推進	いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合	88.5%	94.0%	88.1%	0.94(B)	97.0%	100%	100%	暴力行為による被害の重大化を防ぐために、ささいな行為についても積極的に把握していることから、目標の達成には至りませんでした。 なお、校内暴力事件の検挙・補導件数は、10年前の半数以下に減少しています。
	小中高等学校における暴力行為の発生件数	7.6件 (R4)	7.1件	9.7件 (暫定値)	0.73(C)	6.6件	6.0件	6.0件	
② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実	いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生 95.9% 中学生 97.7% 高校生 92.3%	小学生 98.4% 中学生 99.0% 高校生 97.0%	小学生 95.1% 中学生 97.4% 高校生 92.0%	小学生 0.97(B) 中学生 0.98(B) 高校生 0.95(B)	小学生 99.2% 中学生 99.5% 高校生 98.5%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%	
③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進	いじめの認知件数に対して解消したものの割合	92.1% (R4)	100%	集計中	(7月上旬頃確定)	100%	100%	100%	
	スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った学校の割合	小学校 97.4% 中学校 96.0% 高等学校 95.5%	小学校 98.1% 中学校 97.0% 高等学校 96.6%	小学校 93.9% 中学校 99.3% 高等学校 95.5% (暫定値)	小学生 0.96(B) 中学生 1.00(A) 高校生 0.99(B)	小学校 98.7% 中学校 98.0% 高等学校 97.8%	小学校 99.4% 中学校 99.0% 高等学校 98.9%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	
④ いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実	いじめの問題について、教職員間で共通理解を図ったり、校内研修会を実施したりした学校の割合	100% (R4)	100%	100% (暫定値)	1.00(A)	100%	100%	100%	

※実績値に（暫定値）とある指標は、6月末ごろに確定予定です。

【基本施策5】誰もが安心して学べる教育の推進

施策名	項目	令和5年度	令和6年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標達成状況が C又はDの理由
		現状値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	目標値	
① 不登校の 状況にある児 童生徒への支 援	学校内外で専門的な相談・ 指導を受けた不登校の子ど もたちの割合	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9% (R4)	小学生 83.7% 中学生 80.0% 高校生 66.3%	小学生 60.1% 中学生 60.1% 高校生 46.5% (暫定値)	小学生 0.72 (C) 中学生 0.75 (C) 高校生 0.70 (C)	小学生 86.4% 中学生 84.3% 高校生 68.4%	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	専門的な相談・指導を受けた児童生 徒数は前年度より増加しているもの の、不登校児童生徒数の大幅な増加 により割合が低下し、目標の達成に 至りませんでした。
	不登校を含む長期欠席者が 40人を超える小中学校にお ける「校内教育支援セン ター」の設置数（累計）	18校	24校	28校	1.00 (A)	30校	36校	53校	
② 外国につ ながる児童生 徒の自立に向 けた力の育成	日本語指導が必要な子ども たちに対して、個々の日本 語習得レベルに応じた教育 を計画的に行っている学校の 割合	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 68.8%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 80.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 82.4%	小学校 1.00 (A) 中学校 1.00 (A) 高等学校 1.00 (A)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 90.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	
③ 防 災 教 育・防災対策 の推進	家庭や地域と連携した防災 の取組を実施している学校の 割合	88.9%	100%	92.5%	0.93 (B)	100%	100%	100%	
④ 子どもた ちの安全・安 心の確保	通学路の安全対策が実施さ れた箇所の割合	97.0% (R4)	100%	96.2%	0.96 (B)	100%	100%	100%	高校生の加害事故件数は、R5年度 の174件から42件減の132件となっ ており、生徒の交通ルール遵守の意 識は高まっているものの、目標値に は到達できませんでした。 なお、132件のうち115件が自転車事 故であり、自転車乗車中の事故が依 然として多くなっています。（R5 年度の自転車事故は156件）
	子どもが加害者となった交 通事故の件数	小中学生 49件 高校生 140件 (R4)	小中学生 36件 高校生 105件	小中学生 29件 高校生 132件	小中学生 1.00 (A) 高校生 0.80 (C)	小中学生 23件 高校生 70件	小中学生 10件 高校生 35件	小中学生 0件 高校生 0件	

施策名	項目	令和５年度	令和６年度		令和７年度	令和８年度	令和９年度	目標達成状況が Ｃ又はＤの理由
		現状値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	
⑤ 学びの セーフティ ネットの構 築・学びの継 続	子どもの居場所数	232	293	300	1.00 (A)	350	407	408
	中途退学した高校生の割合	0.40% (R4)	0.38%	0.29% (暫定値)	1.00 (A)	0.36%	0.34%	0.32%

※実績値に（暫定値）とある指標は、６月末ごろに確定予定です。

【基本施策6】学びを支える教育環境の整備

施策名	項目	令和5年度	令和6年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標達成状況が C又はDの理由
		現状値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	目標値	
① 教職員の 資質向上・人 材確保とコン プライアンス の推進	研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合	52.5%	56.0%	52.0%	0.93(B)	58.0%	60.0%	62.0%	
	リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合	小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3% (R4)	小学校 47.0% 中学校 50.0% 県立学校 39.0%	小学校 72.1% 中学校 75.7% 県立学校 58.6%	小学校 1.00(A) 中学校 1.00(A) 県立学校 1.00(A)	小学校 73.0% 中学校 76.0% 県立学校 59.0%	小学校 74.0% 中学校 77.0% 県立学校 60.0%	小学校 75.0% 中学校 78.0% 県立学校 61.0%	
	コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・公立学校の割合	100% (R4)	100%	100%	1.00(A)	100%	100%	100%	
② 学校における働き方改革の推進	総勤務時間に関する教職員の満足度	2.39	2.48	2.50	1.00(A)	2.56	2.65	2.73	
③ ICTを活用した教育の推進	学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う子どもたちの割合	小学生 68.4% 中学生 61.4%	小学生 69.5% 中学生 62.5%	小学生 71.3% 中学生 72.2% (参考値)	小学生 1.00(A) 中学生 1.00(A)	小学生 70.5% 中学生 63.5%	小学生 71.5% 中学生 64.5%	小学生 72.5% 中学生 65.5%	
	1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合	83.6%	91.2%	86.0%	0.94(B)	95.6%	100%	100%	
④ 地域とともにある学校づくり	地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合	小学校 81.2% 中学校 64.2%	小学校 90.0% 中学校 85.0%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 1.00(A) 中学校 1.00(A)	小学校 95.0% 中学校 92.5%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	
⑤ 学校の特色化・魅力化	授業で主体的に学習に取り組んでいる高校生の割合	81.8%	83.5%	83.1%	0.99(B)	84.5%	85.5%	86.5%	

施策名	項目	令和５年度	令和６年度			令和７年度	令和８年度	令和９年度	目標達成状況が Ｃ又はＤの理由
		現状値	目標値	実績値	目標達成状況	目標値	目標値	目標値	
⑥ 学校施設の整備	学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数（累計）	41棟	48棟	48棟	1.00 (A)	59棟	69棟	78棟	
⑦ 家庭での学びの応援	家庭での学びを提供するホームページ「みっぐる広場」に掲載したコラム数（累計）	76 (R4)	120	113	0.84 (C)	150	180	210	コラム執筆者(13人)に、年間３回執筆依頼をしましたが、令和６年度に更新したコラム数は24個となりました。
	家庭教育を応援する人材の養成数（「みえの親スマイルワーク」の進行役）（累計）	21人 (R4)	70人	73人	1.00 (A)	95人	120人	145人	
⑧ 社会教育の推進と地域の教育力の向上	公民館等の社会教育活動として、ＩＣＴを活用した取組を行っている市町の数	10市町 (R4)	18市町	20市町	1.00 (A)	22市町	26市町	29市町	
⑨ 文化財の保存・活用・継承	三重県内の国・県指定等文化財数（累計）	1,223件 (R4)	1,239件	1,236件	0.81 (C)	1,255件	1,271件	1,287件	市町を通じ登録準備が進められていたものの、令和６年度の申請に間に合わず、令和７年度以降の申請となったため、目標値を達成できませんでした。

※実績値に（参考値）とある指標は、「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問調査の結果から算出することとしていましたが、同調査から質問項目が削除されたことから、県独自で実施した同内容のアンケート調査から算出しています。

※網かけ部分は、目標値を変更した箇所です。

3 自己肯定感を涵養する教育の推進について

1 はじめに

令和6年3月に策定した三重県教育ビジョンでは、施策「一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進」を32の施策の筆頭に位置付け、自己肯定感^{*1}や幸福感など一人ひとりのウェルビーイング^{*2}の向上をめざすこととしています。

2 自己肯定感を涵養する教育に係る取組

(1) お互いを認め合い支え合う学校づくり

子どもたちがお互いに認め合い・励まし合い・支え合える人間関係を創り上げることができるよう取り組んでいます。

＜取組例＞

- ・ 自己肯定感の涵養につながる学校づくり等を学ぶ研修会の実施

(2) 多様な子どもの状況に応じた学びを支える指導・支援の充実

① 「できた」、「わかった」という実感を得られる授業の推進

個別最適な学習と協働的な学習を適切に組み合わせた授業づくりや探究的な学習を推進しています。

② 人の役に立つことを実感できる取組等の推進

子どもたちが他者や集団、社会のために役立つことを実感できる取組や人との関わり合いの中で新しい価値の創造につなげていくことをめざす取組を進めています。

③ 達成感や成功体験につながる体験活動の充実

子どもたちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢などを身につけたりするさまざまな体験活動の充実に取り組んでいます。

^{*1} 三重県教育ビジョンでは、ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえる感情を「自己肯定感」という用語で広くとらえています。

^{*2} ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念です。

④ 地域と連携した取組の推進

全ての子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう、地域と連携しながら、家庭や学校とは異なる居場所での学習支援等を進めています。

<取組例>

- ・ 自己肯定感を涵養する授業づくりを推進するモデル校、モデル中学校区、モデル地域等を設置し、効果的な授業づくり・学校づくりに向けた校内研修支援等を推進
- ・ 総合的な学習の時間等において、子どもたちが学ぶ意義や、家庭での学習方法、効果的な時間の使い方について学び、実践し、振り返る授業をモデル校で実施。その際、自身や友達の成長を認め合いながら、自身の家庭での過ごし方についての計画を振り返り、改善していく場面を設定

(3) 教職員の指導力の向上

教職員が子どもたち一人ひとりと信頼関係を構築する力を高める取組を進めるとともに、教職員にとっても学校が幸せや生きがいを感じられる場所となることをめざす取組を推進しています。

<取組例>

- ・ 教職員に向けた子どもたちのレジリエンス力を育む研修会の実施

※ その他の取組については別紙1参照

3 令和6年度の状況

三重県教育ビジョンにおける自己肯定感を涵養する教育の推進に係るKPI（重要業績評価指標）については、令和6年度の目標値を概ね達成することができました。

項目		R 5	R 6		
		現状値	目標値	実績値	目標達成状況
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある子どもたちの割合	小学生	90.1%	90.4%	92.1%	1.00 (A)
	中学生	87.9%	88.5%	90.6%	1.00 (A)
自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合	小学生	81.9%	82.5%	82.4%	0.99 (B)
	中学生	80.9%	81.2%	83.7%	1.00 (A)

一方で、三重県教育改革推進会議や市町等教育長会議において、成果を分析し課題を明らかにするための評価について意見がありました。

4 今後の方向性

令和6年度の状況をふまえ、国の考え方を参考に、全国学力・学習状況調査を活用して評価項目を整理し直し、これまでのKPIによる評価に加え、ほかのウェルビーイングに関係する要素も評価することで、自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組を幅広く評価することとします（別紙2参照）。

また、これらの評価によって明らかとなった市町別、学校別の課題等を市町等教育委員会に共有することで、自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組を県内全域に展開していきます。

子どもたち一人ひとりが自他のかけがえのない価値を認識しながら、可能性を伸ばし、自分らしく生きていくことができるよう、自己肯定感を涵養する教育を推進します。

(1) お互いを認め合い支え合う学校づくり

子どもたちがお互いに認め合い・励まし合い・支え合える人間関係を創り上げることができるよう取り組みます。また、子どもたちの自発的・自治的な活動を尊重し、子どもたち自身による創意工夫を引き出す取組を推進します。さらに、安全・安心な学校づくりに向けて、子どもたちが相手の気持ちに寄り添ったり、感謝の気持ちを伝えたりする姿勢を身につけることができる取組を進めます。

- 自己肯定感を涵養につながる学校づくり等を学ぶ研修会の実施（令和7年度一部新）
- 人権学習や子どもの人権が尊重される教育活動についての実践研究の実施
- いじめ予防につながる授業の実証研究の実施
- 市町主催の自己肯定感を涵養につながる研修の支援（令和7年度新）
- レジリエンス教育に継続的に取り組むことができる発展的な内容の教材開発

(2) 多様な子どもの状況に応じた学びを支える指導・支援の充実

① 「できた」、「わかった」という実感を得られる授業の推進

個別最適な学習と協働的な学習を適切に組み合わせた授業づくりや探究的な学習を推進します。

- 自己肯定感を涵養する授業づくりを推進するモデル校、モデル中学校区、モデル地域等を設置し、効果的な授業づくり・学校づくりに向けた校内研修支援等を推進（令和7年度一部新）
- 効果的な少人数指導（習熟度別指導、ティーム・ティーチング）の推進
- スーパーサイエンスハイスクール指定校の課題研究やSTEAM教育、地域課題解決型学習の推進
- 総合的な学習の時間等において、子どもたちが学ぶ意義や、家庭での学習方法、効果的な時間の使い方について学び、実践し、振り返る授業をモデル校で実施。その際、自身や友達の成長を認め合いながら、自身の家庭での過ごし方についての計画を振り返り、改善していく場面を設定（令和7年度新）
- 多様かつ専門性の高い授業を配信するためのセンターを設置し、令和8年度からの配信に向けた遠隔授業システムを構築（令和7年度新）

② 人の役に立つことを実感できる取組等の推進

子どもたちが他者や集団、社会のために役立つことを実感できる取組や人との関わり合いの中で新しい価値の創造につなげていくことをめざす取組を進めます。

- 起業家や研究者等との交流など生徒の可能性や能力を伸長する取組の実施
- キャリアカウンセリングや企業の情報提供など就職支援の実施
- 高校生の社会参画意識を高める取組の実施
- 人間関係の構築に苦手意識がある生徒や働くことに不安を持つ生徒への進路相談やソーシャルスキルトレーニング等の機会の充実
- 戦争と平和に関する講演や紛争地域に暮らす大学生の交流など、平和の大切さや命の尊さについて考えを深めるワークショップの実施（令和7年度新）

③ 達成感や成功体験につながる体験活動の充実

子どもたちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢などを身につけたりするさまざまな体験活動の充実に取り組みます。

- スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保
- 海外留学や海外インターンシップ、姉妹校提携による学校間交流、国際交流等の推進や、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会の創出
- 子どもたちがより行きたくなる図書館をめざす取組の実施
- 子どもたちが文化財の価値を理解したり、魅力に触れたりする機会の創出

④ 地域と連携した取組の推進

全ての子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう、地域と連携しながら、家庭や学校とは異なる居場所での学習支援等を進めます。

- コミュニティ・スクールの導入・充実に向けた取組や地域学校協働活動の支援
- 人権教育推進協議会や子ども支援ネットワークの活動の活性化
- 外国人労働者を雇用している県内企業や海外事業所を訪問し、従業員との意見交換等を実施（令和7年度新）
- 進学希望者が多い普通科で学ぶ生徒が、県内企業の持つ技術やノウハウを体験できる企業展を開催（令和7年度新）

(3) 教職員の指導力の向上

教職員が子どもたち一人ひとりと信頼関係を構築する力を高める取組を進めるとともに、教職員にとっても学校が幸せや生きがいを感じられる場所となることをめざす取組を推進します。

- 自己肯定感の涵養につながる学校づくり等を学ぶ研修会の実施（再掲）
- 教職員に向けた子どもたちのレジリエンス力を育む研修会の実施（令和7年度新）
- 学校の指導体制・運営体制の充実や学校における働き方改革の推進
- 学校における働き方改革の取組状況の「見える化」及びICTを活用した業務効率化の推進（令和7年度新）

自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組の評価について

1 評価の考え方

三重県教育ビジョンを策定する際に参酌した国の第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）（以下「国の計画」という。）では、「持続可能な社会の創り手の育成」と、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という2つのコンセプトが掲げられています。

一つ目の「持続可能な社会の創り手の育成」では、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や想像力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図ることが必要としています。

二つ目の「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」では、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させることが求められるとしています。

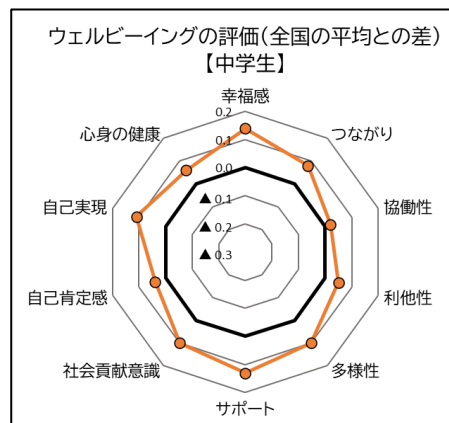
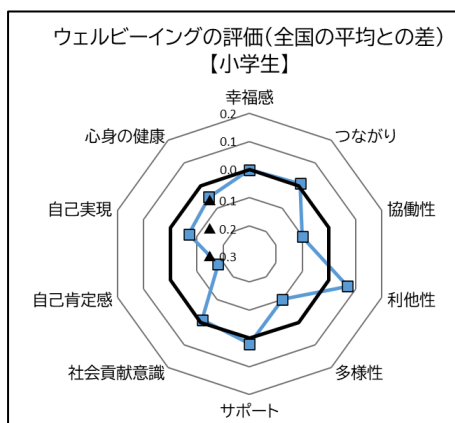
また、ウェルビーイングの要素としては、「自己肯定感」、「幸福感」のほか、「学校や地域でのつながり」など11の要素が例示されており、それを支える要素として、「学力」や「学習環境」、「家庭環境」などが挙げられています。

これらのことをふまえ、県教育委員会では、国の計画を参考に、毎年度実施される全国学力・学習状況調査を活用して、「ウェルビーイングの評価」および「ウェルビーイングを支える要素に関する取組に対する評価」を行うことで、自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組を推進します。

2 ウェルビーイングの評価

ウェルビーイングを評価するにあたっては、ウェルビーイングの要素のうち、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査から評価できる10の要素を数値化し、全国の平均との差の推移を見ることとします（対応表1参照）。

令和6年度の結果を見ると、小学生は4つの指標で全国の平均以上となりました。中学生は全ての指標で全国の平均を上回り、特に「幸福感」や「サポートを受けられる環境」で差が大きくなっています。

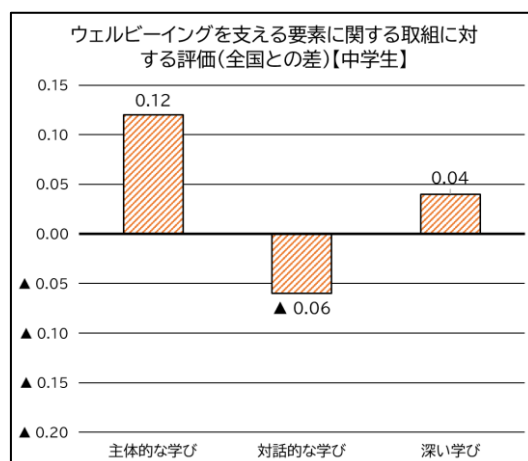
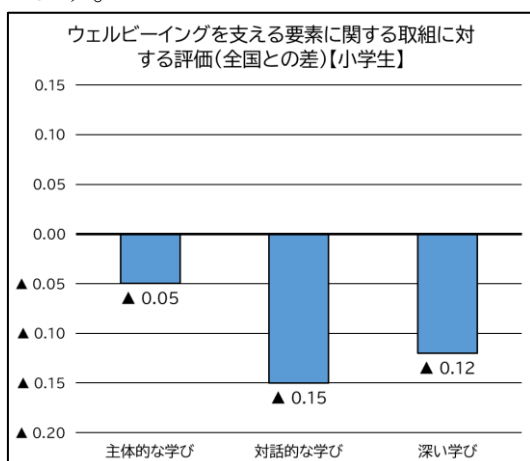


※児童生徒質問調査における4段階の選択肢を数値化し、最大10点で計算

3 ウェルビーイングを支える要素に関する取組に対する評価

ウェルビーイングを支える要素に関する取組を評価するに当たっては、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査で評価できる学力に関係した主体的・対話的で深い学びの実現状況を数値化し、全国の平均との差の推移を見ることとします(対応表2参照)。

令和6年度の結果を見ると、小学生は3つの指標で全国の平均を下回っています。中学生は「主体的な学び」と「深い学び」で全国の平均を上回っています。



※児童生徒質問調査における4段階の選択肢を数値化し、最大10点で計算

対応表 1 (ウェルビーイングの評価)

番号	ウェルビーイングの要素	令和 6 年度 全国学力・学習状況調査 (質問番号・質問項目)	
1	幸福感	16	学校に行くのは楽しいと思いますか
		19	普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか
2	学校や地域でのつながり	18	友達関係に満足していますか
3	協働性	37	授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切に して、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいま すか
		39	あなたの学級では、学級生活をより良くするために学級 会(学級活動)で話し合い、互いの意見のよさを生かし て解決方法を決めていますか
4	利他性	12	人が困っているときは、進んで助けていますか
		13	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思 いますか
		15	人の役に立つ人間になりたいと思いますか
5	多様性への理解	17	自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いま すか
6	サポートを 受けられる環境	10	先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思 いますか
		14	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にい つでも相談できますか
		36	先生は、授業やテストで間違えたところや、理解してい ないところについて、分かるまで教えてくれていると思 いますか
7	社会貢献意識	25	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いま すか
8	自己肯定感	9	自分には、よいところがあると思いますか
9	自己実現	11	将来の夢や目標を持っていますか
10	心身の健康	1	朝食を毎日食べていますか
		2	毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか
		3	毎日、同じくらいの時刻に起きていますか
		8	健康にすごすために、授業で学習したことや保健室の先 生などから教えられたことを、普段の生活に役立ててい ますか

対応表 2（ウェルビーイングを支える要素に関する取組に対する評価）

番号	ウェルビーイングを支える要素に関する取組	令和6年度 全国学力・学習状況調査 (質問番号・質問項目)	
1	主体的な学び	20	分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか
		30	5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか
		34	学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていますか
2	対話的な学び	29	5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表していましたか
		33	学級の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか
3	深い学び	31	5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていましたか
		35	授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると感じますか

※ 今後、質問項目が変更された場合には、別の質問項目を割り当てることを想定。

4 令和8年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

1 県立高等学校募集定員の策定

県立高等学校募集定員については、教育の機会均等や多様な選択肢の確保等を考慮しながら、中学校卒業見込み人数、高等学校進学率、県内外への流入流出の状況、公私立高校の役割分担や各地域における設置数・学校規模、中学生の進路状況や高等学校への入学状況等を勘案し、「県立高等学校活性化計画」をふまえて総合的に判断し策定しています。

募集定員総数については、公私立高等学校の教育上の諸課題についての相互理解と、本県における高等学校教育の円滑な推進に資することを目的として設置した「三重県公私立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定しています。

公私協では、「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」が令和4年2月16日にまとめた「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」（以下「提言」という。）をふまえ協議することとしています。

[提言の要点]

令和4年3月から令和9年3月までの5年間で、中学校卒業者数が約1,000人減少することが見込まれる中、本県の高校が次代を担う三重の子どもたちにとって魅力ある学びの場であり続けられるよう、公私が切磋琢磨して取り組むことが大切である。今後も中学生の進路保障の観点を重視し、県民の理解が得られるよう、募集定員を策定することが求められる。

○ 県立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。私立高校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開している。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実を図る必要がある。

○ 地域ごとに中学校卒業者数の増減の状況、県立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などが異なることを勘案すると、各地域の公私比率については、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、県立高校がやや低く、私立高校がやや高くなるように、松阪地域、伊賀地域では、現在と大きく変わらないように策定されることが適切である。（※尾鷲・熊野地域は県立高校のみ）

○ その結果、県全体の公私比率については、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和9年度には県立高校が74.0～74.5%程度、私立高校が26.0～26.5%程度となることが見込まれる。

募集定員総数が策定された後は、県立高校と私立高校それぞれが学校ごとの募集定員を策定しています。

2 令和8年度県立高等学校募集定員総数の策定

(1) 令和8年3月中学校卒業見込み人数

令和8年3月の県内の中学校卒業生数は、令和7年3月の卒業生数 15,718 人に比べ 201 人減少し、15,517 人となることが見込まれます。

(2) 全日制課程

ア 県内全日制高校入学見込み人数

県立高等学校全日制課程募集定員総数は、県内全日制高校入学見込み人数をもとに策定しています。県内全日制高校入学見込み人数は、中学校卒業見込み人数に、全日制計画進学率（来春の中学校卒業生のうち、県内外の全日制高校へ進学すると見込まれる割合）と流出入率（全日制高校進学者の県外への流出や県外からの流入の状況を示す割合）を乗じて算出しています。

① 令和8年3月中学校卒業見込み人数 **15,517 人（▲201）**

② 全日制計画進学率 **88.1%（▲0.7）**

卒業年月	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
12月希望	90.8%	90.6%	90.0%	90.0%	89.1%	88.0%	87.8%	87.6%
実績進学率	89.8%	89.6%	89.2%	88.9%	88.1%	87.2%	86.6%	86.1%
					88.1%			

※令和4年度募集定員総数の策定までは、中学校3年生の12月進路希望状況調査の5か年平均値を使用。

※計画進学率と実績進学率との差が大きくなっていたことから、公私比率等検討部会での協議をふまえ、令和5年度からは次のとおり変更。

【令和5～7年度】1～4年前の進路希望調査と5年前の実績進学率の5か年平均値

【令和8年度以降】1～3年前の進路希望調査と4、5年前の実績進学率の5か年平均値

③ 令和8年度全日制高校進学見込み人数（①×②） **13,670 人（▲282）**

④ 流出入率 **98.7%（+0.1）**

卒業年月	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
流出入率	98.0%	98.4%	98.4%	98.9%	98.5%	98.6%	98.7%	98.6%
					98.7%			

※（県内全日制高校入学者数）÷（全日制高校進学者数）を過去5か年平均した値。

⑤ 令和8年度県内全日制高校入学見込み人数（③×④） **13,492 人（▲265）**

イ 県立高等学校全日制募集定員総数

今年度の公私協では、私学協会より、「私立高校の授業料実質無償化という大きな環境変化のもと、生徒と保護者が私立高校を選択する機会が増えることが想定されるため、令和8年度は、私立高校は募集定員総数を昨年度のまま維持することとし、受験生の動向を見守りたい」との申出書が提出されました。

協議の結果、「令和8年度の募集定員総数については、公私それぞれが、県内全日制高校入学見込み人数が前年度から265人減少すること、生徒の進路保障、県民の理解を得るなどの提言の理念を尊重すること、今年度の公私協における議論、無償化の影響などをふまえ、令和7年度の各募集定員総数の範囲内で策定する」こととなりました。

このことをふまえ、令和8年度の県立高等学校の募集定員総数については、前年度の10,240人に比べ240人少ない10,000人となりました。

令和8年度県立高等学校全日制募集定員総数	10,000人 (▲240)
----------------------	----------------

《参考》

- | | |
|-------------------|--|
| ・ 私立高等学校全日制募集定員総数 | 3,565人 (± 0) |
| ・ 公私比率 | 県立：私立＝74.1%：26.4%
(▲0.3：+0.5) |
| ・ 重なり(※) | $10,000 + 3,565 - 13,492 = 73人 (+25)$
0.5% (+0.2) |

(※)募集定員総数は、県内全日制高校入学見込み人数よりも一定数多く設定しており、当該分は公私双方の募集定員（重なり）として扱っています。これは、県立と私立それぞれの高校が互いに切磋琢磨して、特色化・魅力化が図られるよう設けているものです。

(3) 定時制課程

前年度と同数の770人を募集することとしました。

(4) 通信制課程

前年度と同数の500人を募集することとしました。

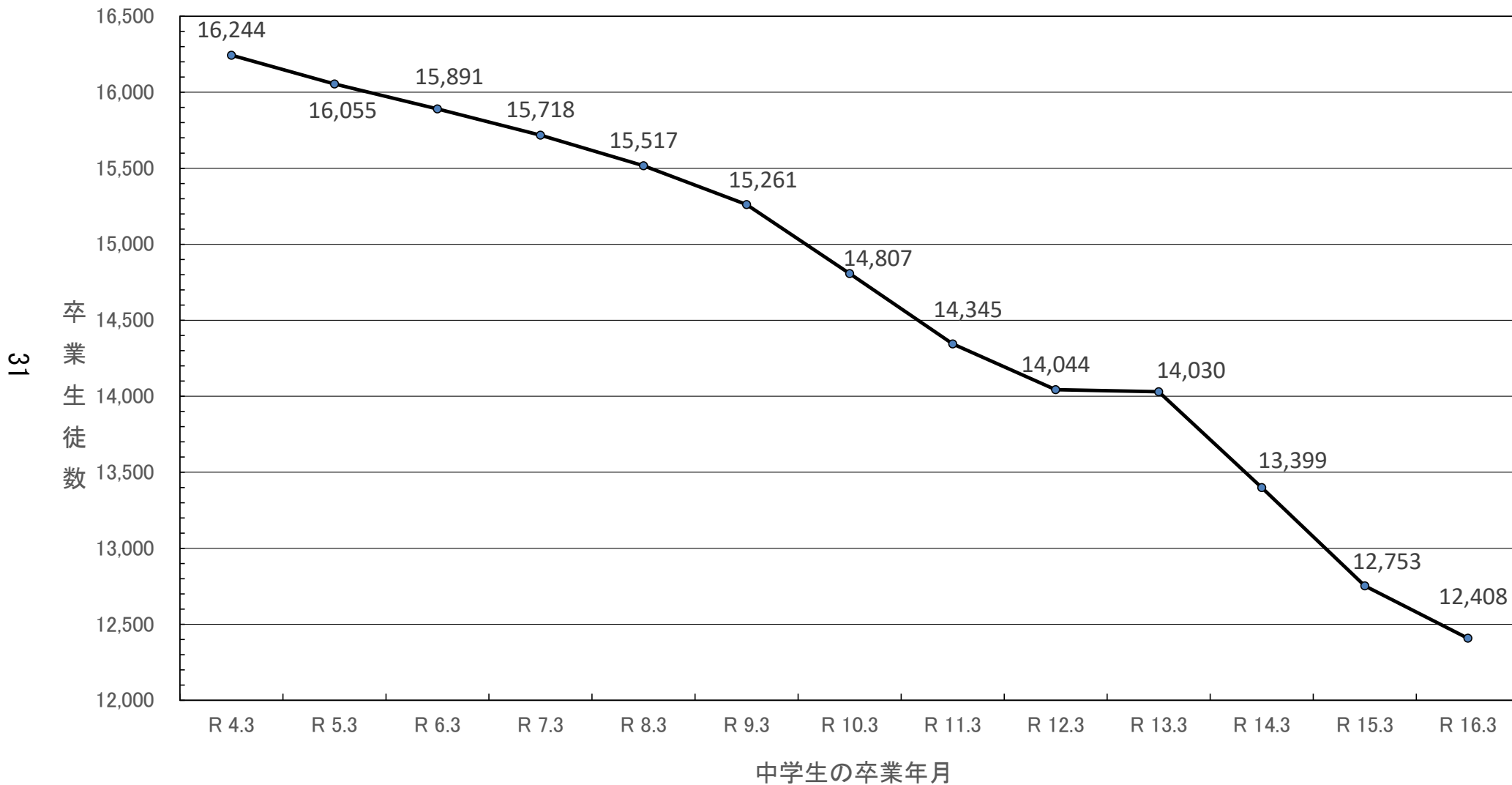
3 今後の対応

各県立高等学校の募集定員は、中学生が自らの進路について考える時期を十分にとることができるよう、毎年度夏休み前の7月上旬に公表しています。今年度も教育委員会定例会において、各県立高等学校の募集定員について審議・決定し、例年と同様の時期に公表する予定です。

また、今年度中に、公私協のもとに「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」を設置し、令和9年度以降の公私比率等について検討を始める予定です。

三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

令和7年5月1日 教育政策課調べ



三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

令和7年5月1日 教育政策課調べ

		R 4.3 卒業	R 5.3 卒業	R 6.3 卒業	R 7.3 卒業	R 8.3 現中3	R 9.3 現中2	R 10.3 現中1	R 11.3 現小6	R 12.3 現小5	R 13.3 現小4	R 14.3 現小3	R 15.3 現小2	R 16.3 現小1
桑名	卒業生数	1,972	1,979	1,956	1,988	1,924	1,928	1,895	1,841	1,833	1,779	1,728	1,654	1,602
	前年度対比		7	-23	32	-64	4	-33	-54	-8	-54	-51	-74	-52
	R7.3対比				0	-64	-60	-93	-147	-155	-209	-260	-334	-386
四日市	卒業生数	3,649	3,437	3,422	3,438	3,440	3,350	3,313	3,207	3,045	3,163	3,063	2,901	2,780
	前年度対比		-212	-15	16	2	-90	-37	-106	-162	118	-100	-162	-121
	R7.3対比				0	2	-88	-125	-231	-393	-275	-375	-537	-658
小計	卒業生数	5,621	5,416	5,378	5,426	5,364	5,278	5,208	5,048	4,878	4,942	4,791	4,555	4,382
	前年度対比		-205	-38	48	-62	-86	-70	-160	-170	64	-151	-236	-173
	R7.3対比				0	-62	-148	-218	-378	-548	-484	-635	-871	-1,044
鈴鹿	卒業生数	2,409	2,221	2,413	2,268	2,258	2,212	2,091	2,091	2,101	2,066	1,876	1,780	1,805
	前年度対比		-188	192	-145	-10	-46	-121	0	10	-35	-190	-96	25
	R7.3対比				0	-10	-56	-177	-177	-167	-202	-392	-488	-463
津	卒業生数	2,520	2,655	2,636	2,527	2,552	2,451	2,438	2,368	2,299	2,263	2,211	2,183	2,029
	前年度対比		135	-19	-109	25	-101	-13	-70	-69	-36	-52	-28	-154
	R7.3対比				0	25	-76	-89	-159	-228	-264	-316	-344	-498
伊賀	卒業生数	1,455	1,421	1,408	1,451	1,368	1,377	1,348	1,273	1,219	1,186	1,162	1,064	1,000
	前年度対比		-34	-13	43	-83	9	-29	-75	-54	-33	-24	-98	-64
	R7.3対比				0	-83	-74	-103	-178	-232	-265	-289	-387	-451
小計	卒業生数	6,384	6,297	6,457	6,246	6,178	6,040	5,877	5,732	5,619	5,515	5,249	5,027	4,834
	前年度対比		-87	160	-211	-68	-138	-163	-145	-113	-104	-266	-222	-193
	R7.3対比				0	-68	-206	-369	-514	-627	-731	-997	-1,219	-1,412
松阪	卒業生数	1,844	1,934	1,856	1,879	1,810	1,804	1,752	1,577	1,621	1,629	1,599	1,487	1,528
	前年度対比		90	-78	23	-69	-6	-52	-175	44	8	-30	-112	41
	R7.3対比				0	-69	-75	-127	-302	-258	-250	-280	-392	-351
伊勢	卒業生数	1,879	1,925	1,727	1,753	1,718	1,711	1,571	1,564	1,583	1,539	1,439	1,346	1,383
	前年度対比		46	-198	26	-35	-7	-140	-7	19	-44	-100	-93	37
	R7.3対比				0	-35	-42	-182	-189	-170	-214	-314	-407	-370
尾鷲	卒業生数	248	220	213	181	197	193	154	165	137	151	138	126	127
	前年度対比		-28	-7	-32	16	-4	-39	11	-28	14	-13	-12	1
	R7.3対比				0	16	12	-27	-16	-44	-30	-43	-55	-54
熊野	卒業生数	268	263	260	233	250	235	245	259	206	254	183	212	154
	前年度対比		-5	-3	-27	17	-15	10	14	-53	48	-71	29	-58
	R7.3対比				0	17	2	12	26	-27	21	-50	-21	-79
小計	卒業生数	4,239	4,342	4,056	4,046	3,975	3,943	3,722	3,565	3,547	3,573	3,359	3,171	3,192
	前年度対比		103	-286	-10	-71	-32	-221	-157	-18	26	-214	-188	21
	R7.3対比				0	-71	-103	-324	-481	-499	-473	-687	-875	-854
県内合計	卒業生数	16,244	16,055	15,891	15,718	15,517	15,261	14,807	14,345	14,044	14,030	13,399	12,753	12,408
	前年度対比		-189	-164	-173	-201	-256	-454	-462	-301	-14	-631	-646	-345
	R7.3対比				0	-201	-457	-911	-1,373	-1,674	-1,688	-2,319	-2,965	-3,310

5 教職員の人材確保について

1 現状と課題

(1) 現状認識

本県では、令和7年度の4月始業日時点において、11人（小学校2人、中学校2人、特別支援学校7人）、6月1日時点において11人（小学校3人、中学校3人、特別支援学校5人）の教員不足が生じています。

【欠員状況】

（単位：人）

	令和6年度				令和7年度	
	4月始業日	6月1日	9月1日	12月1日	4月始業日	6月1日
小学校	5	12	21	17	2	3
中学校	6	6	5	5	2	3
高等学校	1	4	1	3	0	0
特別支援学校	0	9	8	7	7	5
計	12	31	35	32	11	11

<参考1> 教員不足の考え方（国の定義）

講師（非正規・常勤）の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしておらず、欠員が生じること。

<参考2> 教員の雇用形態

公立学校に勤務し、教育に従事する教員には、正規教員に加え、非正規教員として常勤講師が一定数含まれています。常勤講師は、①少人数教育の推進や、特別な支援を必要とする児童生徒への対応等のために、学級数に応じて定められた数に加えて教員を配置する場合や、②産育休を取得したり、病気休職となる正規教員の代替として配置する場合に必要となります。

【教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）】

（単位：人）

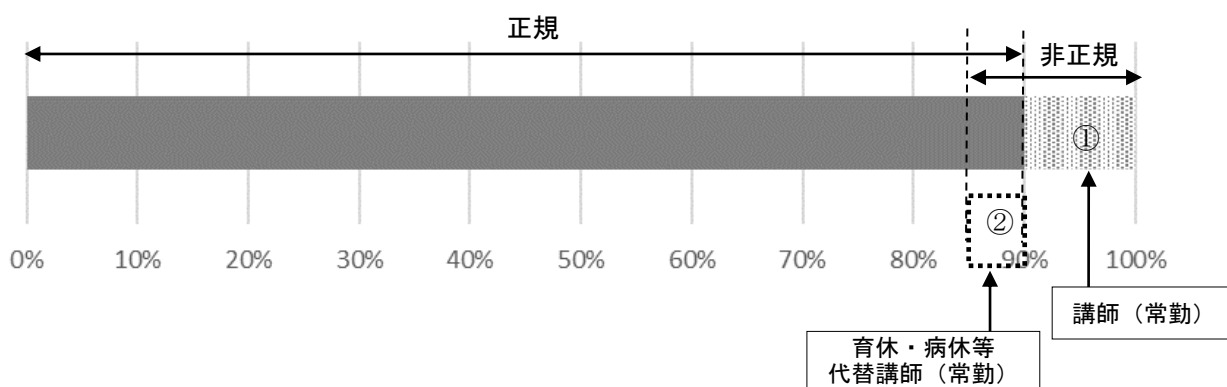
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規教員	12,168	12,127	12,094
講師*（非正規・常勤）	1,502	1,495	1,319
計	13,670	13,622	13,402

*育休等代替講師を除く

①
1,983
(必要となる講師数)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
育休・病休等代替講師（非正規・常勤）	677	677	664

②



(2) 教員不足の要因

- ・ 年齢構成の変化に伴う産育休者数の増加や、精神神経系疾患による病休者数の増加、特別支援学級数の増加による、講師の必要数の増加
- ・ 近年の大量退職・大量採用に伴い、多くの講師が採用試験に合格し、正規採用されることによる、講師名簿登録者数の減少（講師のなり手の減少）

(3) 講師（非正規・常勤）について

① 教員に一定数の講師が含まれる理由

- ・ 将来的な子どもの数の減少に伴い、教員数の減少が見込まれるため
- ・ 教職員定数のうち加配定数は単年度措置であり、かつ年度末まで確定しないため

② 育休・病休等代替講師（常勤）が一定数非正規である理由

- ・ 正規教員が産育休を取得したり病気休職になった場合、定数外の非正規教員である講師を配置するため（地方公務員の育児休業等に関する法律 等）
- ※ 令和7年4月から、産育休取得時の代替講師の確保が困難となる中、一定数の産育休者を見込んで、代替としてあらかじめ正規の教員を採用しておくことが可能となった。

(4) 今後の課題

- ・ 新規に講師名簿に登録する者の多くは、採用試験を不合格となった大学生ですが、近年、大学生の受験者数は減少傾向にあるため、新規の講師登録者にもつながる大学生の受験者の安定的な確保が必要です。
- ・ 大学生の受験者数の減少の主な要因である、長時間労働や授業の指導力、保護者対応への不安の解消が必要です。
- ・ 退職者や教員免許状を持ちながら教職についていない方等、潜在教員の掘り起こしも必要です。

【教員採用試験の申込者数、受験者数、倍率】

(単位：人、倍)

	申込者数	受験者数	申込倍率	受験倍率
令和6年度採用	2,228	2,057	4.7	4.3
令和7年度採用	1,919 (2,086)	1,843 (2,003)	3.5	3.4
令和8年度採用	1,758 (1,983)	－	3.0	－

※大学3年生特別選考を含めた人数を（ ）内に表示

2 令和7年度の取組

(1) 教員採用試験の受験者数の確保

① 教員採用試験の工夫・改善

- ・ 産育休取得時の代替講師の確保が困難となる中、一定数の産育休者を見込んで、代替としてあらかじめ正規の教員を採用しておくことが可能となったことから、教員採用試験の採用予定者数に反映 <新規>
- ・ 試験項目の見直し（小学校教諭・特別支援学校教諭の2次試験の「英語リスニング」を廃止）による受験者の負担軽減 <新規>
- ・ 民間の就職活動期に大幅な遅れをとらないよう1次試験を6月に実施
- ・ 学生の受験者確保につながる大学3年生を対象とした特別選考の実施（小学校教諭のみ）
- ・ 講師確保につながる1次試験の全部又は一部免除
- ・ 特別免許状の授与を前提とした採用試験の実施

<R6 年度実績>

- ・ 受験率の向上：1次試験 92.3%→96.0%、2次試験 92.7%→95.1%
- ・ 採用辞退者数の減少：辞退者数 12 人（辞退率 2.2%）、前年度比▲7 人
- ・ 大学3年生を対象とした特別選考：受験者数 160 人、1次試験合格者数 141 人
- ・ 特別免許状の授与を前提とした採用試験（福祉・看護）：合格者数 2 人（看護）

② SNS等を活用した情報発信の取組

- ・ パンフレットや動画を活用した教職の魅力発信
- ・ 県のホームページ、SNSを活用した教員採用試験に係る情報発信

<R6 年度実績>

- ・ 三重県教員採用公式 YouTube チャンネルを開設（R7.2）
：動画 8 本、のべ視聴回数約 8,400 回

③ ガイダンスや説明会による教職の魅力発信

- ・ 大学生等を対象に、先輩教員から教職の魅力を伝えるガイダンスの実施
- ・ 県内高校生を対象に、教員の魅力を発信する説明会の実施
- ・ 教員採用試験や教員免許状の取得方法に関する説明会の実施

<R6 年度実績>

- ・ 教員採用選考試験説明会：28 回実施
※うち2回は雇用対策課、おしごと広場みえと連携
- ・ 大学進学段階における情報提供やガイダンス：8 回実施

(2) 教員を志す大学生の不安解消に向けた取組

① 学校における働き方改革の取組

- ・ 全ての公立学校が統一した3項目（「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」）について目標を設定

- ・ 専門人材や地域人材の配置（スクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、学校問題解決支援員等）
- ・ 各学校において、個別の事情をふまえ、総勤務時間縮減に向けた課題を整理したうえで解決するための取組を実践、効果的な取組の他校への水平展開（学校から生徒や保護者へ配付する文書の電子化、オンライン朝礼の実施、水泳授業における外部講師の活用、地域ボランティアによる環境整備等）
- ・ ICTを活用した業務の効率化（生成AIを活用した校務の効率化に関する実践研究等）＜一部新規＞
- ・ 教員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定に向けた検討＜新規＞（今国会で審議中の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」関係）
- ・ 保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求などへの対応
- ・ 中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行を含む部活動改革

【時間外労働が月 45 時間を超える教職員の月平均人数の推移】

	令和元年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	R6 と R1 の比較
小学校	1,282 人 (18.1%)	648 人 (9.3%)	626 人 (9.2%)	550 人 (8.1%)	▲732 人 (▲57.1%)
中学校	1,484 人 (39.2%)	1,070 人 (28.2%)	1,088 人 (28.7%)	972 人 (25.7%)	▲512 人 (▲34.5%)
県立学校	542 人 (12.4%)	422 人 (9.3%)	397 人 (9.0%)	370 人 (8.4%)	▲172 人 (▲31.7%)

※ 各年度における（ ）内は各校種ごとの全ての教職員に対する割合

※ R6 と R1 の比較における（ ）内は、対 R1 比（％）

【教職員満足度調査における「総勤務時間」に関する満足度】

総勤務時間に関する満足度 (5点満点)	令和5年度 実績値	令和6年度 実績値(目標値)
	2.39	2.50 (2.48)

※ 三重県教育ビジョン 基本施策6学びを支える教育環境の整備 KPI

② 大学と連携した取組

- ・ 大学生が現職教員と共に授業実践研修に参加する機会の提供
- ・ 大学の教職講座へ県教育委員会事務局職員を講師として派遣
- ・ 教員を志す大学生等を教育アシスタントとして学校現場に受入れ
- ・ 三重大学の現場体験「プレアシスタント」の支援

＜R6 年度実績＞

- ・ 研修推進課が主催する研修への大学生の参加者数：74 人
- ・ 三重大学と皇學館大学の教職講座への講師派遣：8 講座 のべ 11 人
- ・ 教育アシスタント事業の参加者数：226 人 ※R5 238 人
- ・ 三重大学の1年次生 84 人を津市内の小中学校のべ 38 校でプレアシスタントとして受入れ

③ 三重県全体で地域の教育課題に対応するための教育人材を育成するプログラムを構築する取組（令和6年度～令和10年度）＜新規＞

- ・ 三重大学が、県教育委員会および教員養成を担う県内大学と連携し、「地域共創教員養成プラットホーム」を設け、大学入試における「地域教員希望枠」（三重のみらい入試（仮称））の拡充および外国人児童生徒等への日本語指導やへき地・複式学級等の地域課題や特定分野に強み・専門性を有する教員を養成するコース・カリキュラム（三重のみらいプログラム）の構築に向けた検討を進めています。
- ・ 県教育委員会としても、地域が求める質の高い教師を継続的かつ安定的に養成し、確保できるよう、「三重のみらいプログラム」を修了した学生を対象にした教員採用特別選考枠の設置に向けた検討を進めています。

（３）潜在的な教員の掘り起こし

- ・ 転職希望者や移住希望者を対象にした教職の魅力発信 ＜新規＞
- ・ 退職教員や教員免許状を持ちながら教職に就いていない人を対象とした「みえの未来の先生」相談会の実施や情報発信
- ・ 過去の講師登録者や教員採用試験の不合格者への働きかけ
- ・ 各関係機関との連携や企業への働きかけ
- ・ 教員採用試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考の実施
- ・ 専門性を有する人への臨時免許状の発行

＜R6 年度実績＞

- ・ 「みえの未来の先生」相談会を桑名、津、伊賀、伊勢、東京の5か所で実施
：参加者数 91 人、講師登録者数 10 人（うち任用数 6 人）
- ※ R5 は 1 会場（津）で実施：参加者数 25 人、講師登録者数 6 人（うち任用数 4 人）

（４）メンタルヘルス対策の取組

- ・ 不安や悩み、ストレスとこころの健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修や動画配信の実施
- ・ 教員を対象に、臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」を実施し、必要に応じて専門医の受診を勧奨
- ・ メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」を全ての公立学校で実施
- ・ 職場復帰した教員を対象に、臨床心理士による面談を実施（復職後最長 2 年間）

＜R6 年度実績＞

- ・ メンタルヘルスカウンセリング：133 件
- ・ 職場復帰訓練実施人数：69 人
- ・ リワーク支援専門員の派遣：のべ 506 回

3 教員のサポート体制

(1) 専門人材・地域人材の活用

- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 部活動指導員
- ・ スクール・サポート・スタッフ
- ・ 教頭マネジメント支援員
- ・ 学校問題解決支援員

【専門人材・地域人材の状況の推移】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
スクールカウンセラー	65,640 時間	68,557 時間	74,020 時間	80,441 時間
スクールソーシャルワーカー	16,619 時間	24,624 時間	25,119 時間	26,176 時間
部活動指導員	122 人	172 人	222 人	251 人
スクール・サポート・スタッフ	全校配置	全校配置	全校配置	全校配置
教頭マネジメント支援員	—	—	11 人	16 人
学校問題解決支援員	—	—	2 人	3 人

(2) 新規採用教員等への支援

- ・ 若手教員が自信を持って子どもたちに向き合えるよう、初任者研修において、テーマに沿った協議の時間や疑問を出し合う交流の時間を設定
- ・ 自らの指導に不安や課題を感じている教員を対象に、研修主事による学校訪問等を通じて、教員としての素養や資質・能力の向上を図るフォローアップ研修の実施
- ・ 学習指導や学級経営に不安や悩みがある若手教員に対して、学習指導、学級経営、生徒指導、児童生徒・保護者対応に関する基本的な知識・技能を学ぶスキルアップ研修の実施
- ・ 若手教員が自ら学べるオンデマンド研修用教材の作成＜新規＞

【新規採用から3年以内に離職した教員数】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	7	7	24	19	12
中学校	3	1	5	6	5
高等学校	2	1	1	1	1
特別支援学校	0	0	0	1	1
計	12	9	30	27	19

＜参考＞

当該年度の採用数	445	412	490	482	457
----------	-----	-----	-----	-----	-----

6 不登校の状況にある児童生徒への支援について

1 県内公立学校における不登校児童生徒の状況

(1) 不登校児童生徒数

令和5年度の県内公立小中学校の不登校児童生徒は4,568人(前年度比723人増)、高等学校の不登校生徒は1,023人(前年度比37人増)です。

(2) 欠席日数からみた不登校の状況

①公立小中学校

図1は、公立小中学校の不登校の状況を30日から10日ごとに示したものです。30日～49日(週1回程度の欠席)、50日～89日(年間約1/4～約1/2程度の欠席)、90日～139日(年間約1/2から約3/4程度の欠席)、140日以上(年間約3/4以上の欠席)に分けてみると、全ての日数帯に一定の不登校児童生徒がいる状況があるものの、140日以上の児童生徒が多いことがわかります。

なお、出席日数0日の児童生徒は121人(小学校43人、中学校78人)で、不登校児童生徒に占める割合は、2.6%です。

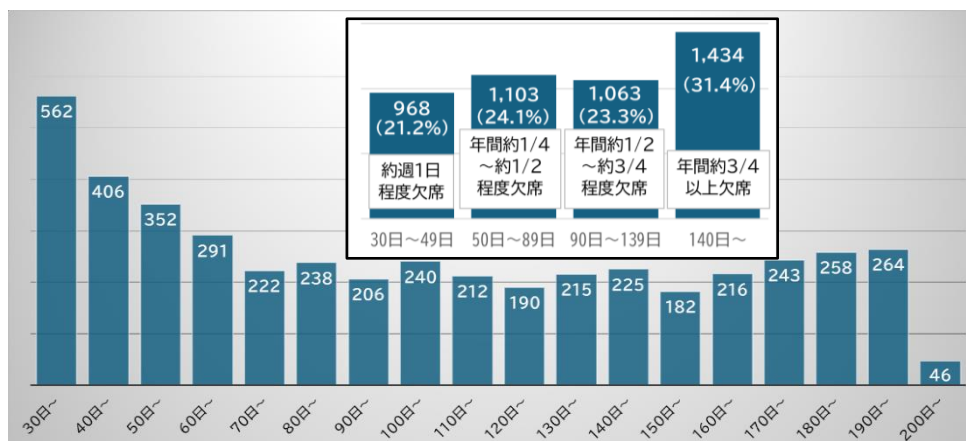


図1 欠席日数からみた不登校の状況(公立小中学校) (人)

②県立高等学校

図2は、公立高等学校の不登校の状況を上記①と同様に示したものです。義務教育段階に比べ、欠席日数が少ない生徒の割合が多いことがわかります。

なお、出席日数0日の生徒は8人で、不登校生徒に占める割合は、0.8%です。

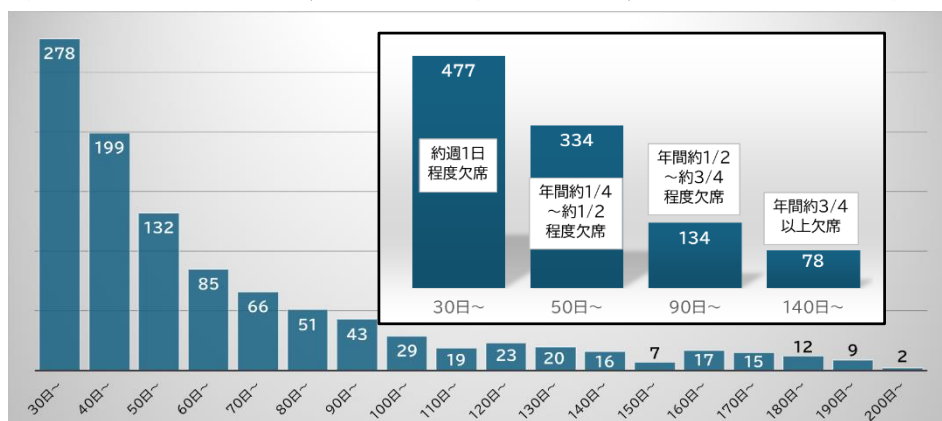


図2 欠席日数からみた不登校の状況(県立高等学校) (人)

(3) 学校内外の機関※における専門的な相談・指導等の状況（表2 公立学校）

学校内外の相談機関等で専門的な相談・指導を受けていない児童生徒は小学校 646 人（不登校数の 36.5%）、中学校 1,108 人（同 39.6%）、高等学校 520 人（同 50.8%）でした。

そのうち、96.6%（小学校 633 人、中学校 1,086 人、高等学校 477 人）の児童生徒が教職員から継続的な相談・指導等を受けていたことも明らかとなる一方で、どこからも相談支援を受けていない可能性がある児童生徒が合わせて 3.4%（78 人）いることがわかっています。

表2 県内公立学校における不登校児童生徒の学校内外の機関への相数状況等

R5	小学校		中学校		高等学校		合計	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
不登校児童生徒数(A)	1,769	—	2,799	—	1,023	—	5,591	—
学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒数(B)	646	36.5 (B/A) 【36.3】	1,108	39.6 (B/A) 【40.3】	520	50.8 (B/A) 【42.6】	2,274	40.6 (B/A) 【39.4】
(B)のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数(C)	633	98.0 (C/B) 【88.1】	1,086	98.0 (C/B) 【89.6】	477	91.7 (C/B) 【80.2】	2,196	96.6 (C/B) 【87.5】

※ 校内の機関…養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等 【 】内は全国平均
校外の機関…教育支援センター、児童相談所、保健所、病院、民間団体等

(4) 学校内外の機関への相談状況

図3は、公立小中学校の不登校児童生徒が学校内外の機関で受けた相談・指導の総数（複数機関の利用有）を100としたときの、各施設の利用割合を示したもので、図4は県立高等学校の状況を同様に示したものです。

いずれの校種も「スクールカウンセラー（SC）・相談員」が最も高く、次いで公立小中学校では「病院・診療所」「教育支援センター」「養護教諭」の順に高く、県立高等学校では、「養護教諭」「病院・診療所」「児相・福祉所」の順で高く、不登校児童生徒の学びの場のひとつであるフリースクール等民間団体の割合は公立小中学校で2.8%、県立高等学校で1.4%です。

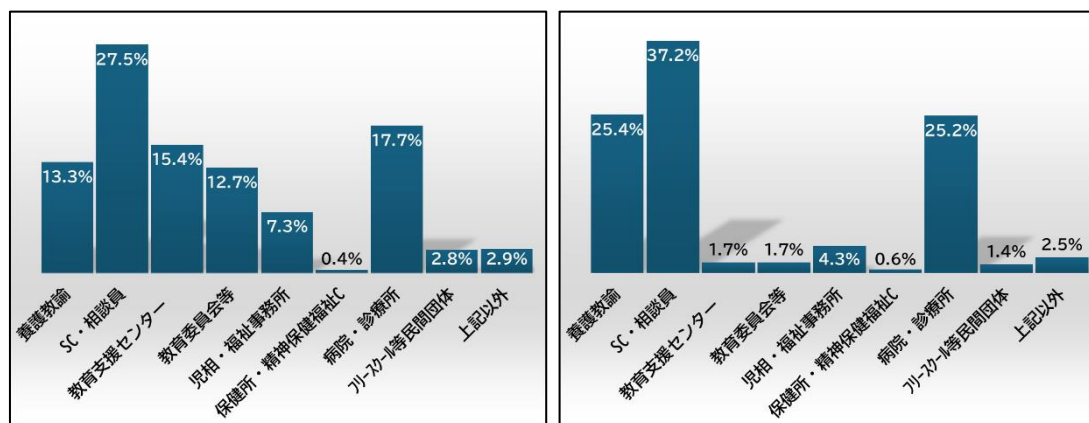


図3 学校内外の機関への相談状況（小中学校） 図4 学校内外の機関への相談状況（高等学校）

（５）欠席日数が 140 日を超える不登校児童生徒が利用する校外の機関

図 5 は、公立小中学校で欠席 140 日を超える不登校児童生徒が、校外の各機関で受けた相談・指導の人数を示したもので、図 6 は県立高等学校の状況を同様に示したものです。

小中学校では教育支援センターが最も多く、次いで病院・診療所、教育委員会等となっており、フリースクール等民間団体については、60 人（5.8%）です。高等学校では、病院・診療所が高く、教育支援センター、フリースクール等民間団体と続きますが、利用者は少数です。

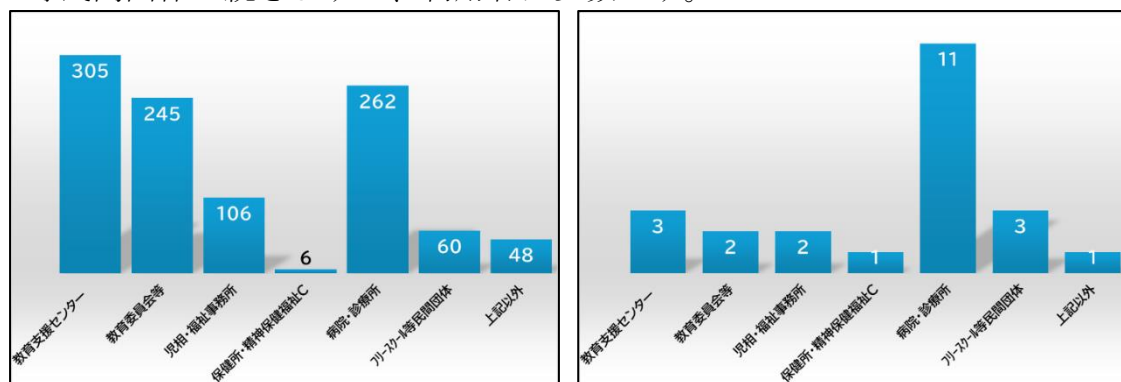


図 5 欠席 140 日を超える不登校児童生徒（人）の校外の機関への相談状況（小中学校）
図 6 欠席 140 日を超える不登校児童生徒（人）の校外の機関への相談状況（高等学校）

2 児童生徒の個々の状況に応じた多様な学び場の充実に向けた取組

不登校児童生徒への支援については、「学びの継続に向けた取組」が求められています。不登校の状況や背景は、個々により異なっていることから、個々の状況に応じた多様な支援を行う必要があります。

（１）学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒

・校内教育支援センター

学校に行くことができるが教室に入りづらいなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が学校内で安心して学習したり、相談支援を受けたりすることができる自分の教室以外の学びの場

令和 6 年度は、校内教育支援センターを設置したことがない市町に対する環境整備にかかる費用や、不登校を含む長期欠席者が 40 人以上で、校内教育支援センターを設置していない中学校がある市町等を対象に指導員を配置する際の費用を支援し、その効果を広く周知することで設置促進を図りました。

各市町においても、それぞれに校内教育支援センターの設置に取り組んでいただき、県内の設置状況は、小学校 61 校（17.9%）、中学校 93 校（62.4%）となりました（令和 6 年 9 月 県教育委員会調べ）。

校内教育支援センター設置校からは、「自分の教室に入りづらさを感じたときに学校の中に別の居場所があることで登校することができた」という未然防止の効果や「自分の教室へ復帰する際のステップとなった」という復帰支援の効果が報告されています。

令和7年度は、国の「校内教育支援センター支援員配置事業」を活用し、新規に校内教育支援センターを設置する際の指導員配置にかかる費用等を補助することにより、校内教育支援センターの環境充実を図ります。

(2) 家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒

・学びの多様化学校

不登校児童生徒に寄り添った、特別な教育課程を編成して教育を実施することができる文部科学大臣から指定された学校

本年4月に開校した県立みえ四葉ヶ咲中学校は、「学びの多様化コース」を設置した、県内唯一の学びの多様化学校です。学びの多様化コースは、学齢期（中学生）で、不登校、不登校傾向にある生徒を対象としており、30人が在籍しています。

夜間中学コースを併設していることから異年齢・異学年の交流学习、交流活動を行うとともに、教科等横断型、教科等統合型の探究的な学習やコミュニケーション能力の向上を目指したソーシャルスキルトレーニング等にも取り組んでいます。

今後も、入学した生徒が個々の状況に応じていきいきと学習に取り組めるよう、円滑な学校運営に取り組めます。また、各市町において、学びの多様化学校の設置の検討が進むよう、県立みえ四葉ヶ咲中学校設立にかかる取組をまとめ、周知する予定です。

(3) 家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒

①教育支援センター

地域の教育委員会が開設し、学校と密接な連携を図りながら一人ひとりの子どもの状況に応じた支援を実施している施設

県内の教育支援センターは、市町が設置し義務教育段階の児童生徒を支援する22センターと、県が設置し、高校生年代の生徒等を支援する1センターがあり、いずれも無料で利用ができます。

市町が設置する教育支援センターには、地域における不登校支援の中核となるよう指導員を配置したり、SC・スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置したりしています。

県が委嘱する不登校支援アドバイザー（9人）による、教育支援センターへの訪問型支援にかかる助言や教育支援センターからの要請による訪問型支援を行うなど支援体制の充実を図っています。

県立教育支援センターこもればでは、高校生年代の生徒等の学習支援、相談、体験活動に取り組むとともに、保護者支援を行っています。

令和7年度も、利用者の個々の状況に応じた支援を進めてまいります。

②フリースクール等民間施設

不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。設置者やその規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営

県教育委員会では、不登校の支援を行っている施設を広く周知するため、掲載を希望する24施設を県WEBページに掲載しています(令和7年6月現在)。

フリースクールを利用するためには、利用料が必要であり、平成27年度の国の調査では、ひと月あたりの利用料の平均が約33,000円となっています。

フリースクールを利用したいが経済的な事情により利用ができないとの声もあったため、令和6年度から、一定の要件を満たすフリースクールを利用する経済的な事情がある世帯に対して、利用料の一部を補助する取組を開始しました。

令和6年度は、23世帯31人に対し補助を行い、うち14人が新たにフリースクールの利用を始めるなど、子どもたちを学びの場につなげることができたと考えています。

令和7年度は、県外のフリースクールや当該年度に事業を開始したフリースクールを利用する児童生徒も利用料補助の対象とし支援を拡充します。

(4) 家から出ることができない児童生徒

①オンラインの居場所づくり

令和4年7月から、メタバースや遠隔会議システムを活用した交流や施設見学などの機会づくりに取り組んでいます。広島県、愛媛県、宮崎県、福島県のそれぞれの企画に互いに参加するなどの連携も進めており、令和6年度は60回実施し、のべ779人が参加しました。

令和7年度も、継続して実施します。

②アウトリーチ支援（訪問型支援）

学校とつながっていない不登校の状況にある児童生徒やその保護者に対して、教育支援センターに配置したSCやSSWおよび不登校支援アドバイザー等が、個々の状況に応じて積極的に働きかけることで、関係機関と連携した支援を行っています。令和6年度は、221人に対してのべ949回（前年度比1人増、のべ8回増）アウトリーチ支援を行いました。

令和7年度も、支援充実に向けてSC、SSWの配置時間を拡充するとともに、教育支援センターに対しては、積極的なアウトリーチ支援を行うよう働きかけてまいります。

（５）学びの継続に向けた柔軟な支援（遠隔授業）

県立高等学校では、法令等の改正を受け令和６年度から、長期の欠席により学習に大きな空白ができないよう、高等学校修了要件である 74 単位のうち 36 単位までを上限として、1 人 1 台端末等を活用し在籍校の授業を自宅等で受けられる取組を実施しており、令和６年度は、42 校で 192 人が受講しました。

また、公立小中学校においても、不登校児童生徒に対して、オンライン会議システム等を活用した遠隔授業を実施していると聞いています。

３ 全ての子どもたちが安心して過ごすことができる学校づくり

（１）教育支援体制の充実

子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、県内全ての学校が S C や S S W 等の専門人材を活用したチーム支援に取り組めるよう、S C ・ S S W の配置時間を拡充するなど教育支援体制の充実に取り組んでいます。

（２）レジリエンス教育

学校生活や友人関係などで、つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、回復する力（レジリエンス力）を育むプログラムを県内約 30 校で実践します。

（３）スクリーニングの手法を活用した早期からの支援

欠席日数や遅刻・早退の数に加え、学習の状況や友人関係、健康状態等により潜在的に支援が必要な子どもたちを早期から把握するスクリーニングの手法を活用し、教員と S S W が連携して地域資源や外部機関等の適切な支援につなげる取組を実施します。

【参考】

（事業概要） 令和７年度 フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援事業

１. 補助対象世帯について（変更なし）

県内公立小中学校若しくは県立学校（通信制は除く。）に在籍する児童生徒、又は県立学校を中退して在籍がない、若しくは県内公立中学校を卒業後進路が決定していない高校生年代の者で、対象フリースクールを利用（学習塾としての利用は除く。）しようとする者がいる世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯とします。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ア | 生活保護を受けている世帯 |
| イ | 就学援助を受けている世帯 |
| ウ | 保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯 |
| エ | 児童扶養手当を受給している世帯 |

2. 支援対象の範囲及び金額

児童生徒等一人につき、利用料の2分の1の額。(1カ月につき上限15,000円。)

3. 対象フリースクールについて

フリースクールのうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- ① 不登校児童生徒等の将来の社会的自立をめざして、学習支援及び教育相談等に関する取組の提供を主たる目的としていること。
- ② 事業実施の当該年度又は前年度に指導要録上、出席と認められている県内の利用者がいること。
- ③ 利用者が在籍する学校で授業をしている時間帯に不登校児童生徒等が通室していること。
- ④ 利用者が安全安心に活動できるよう、複数の者が指導支援(学習支援や相談業務)に携わることができること。
- ⑤ 利用料を明確にし、Webページ等で広く情報提供がされていること。
- ⑥ 利用者が在籍する学校の校長からの要請により、活動状況の情報を提供するなど、学校と連携できること。
- ⑦ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- ⑧ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ⑨ その他、県教育長の要請に応じて、活動状況の情報を提供したり現地調査に応じたりすること。

令和7年6月1日現在 19施設(50音順)

あおぞらん。(津市)	オフィス優(四日市市)
家庭教育研究センターFACE(鈴鹿市)	学館-ivy(津市)
子どもの学び舎ワンダーYOU(鈴鹿市)	こもドーナツフリースクール(菰野町)
サードプレイス(四日市市)	スコーレ倭(津市)
第一学院中等部四日市キャンパス	地立おもしろい学校(松阪市)
トライ式高等学院中等部四日市キャンパス	フリースクールいせのもり(伊勢市)
フリースクール協(玉城町)	フリースペースかめっこ(亀山市)
フリースクールけやき(鈴鹿市)	フリースクール三重シュレー(津市)
みんなの居場所ラピュタすずか(鈴鹿市)	もるとれがーと(四日市市)
りゅうのがっこう(志摩市)	

児童生徒一人一人に応じた多様な学びの考え方

児童生徒が不登校になった場合でも、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った際に多様な学びにつなげることができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備する。

○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



校内教育支援センター

学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり、学習のサポートを受ける。学校には行けるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する場として活用できる。

○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数が少なかったり、体験活動や探究的な学習が充実しており、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



教育支援センター

地域の教育委員会が開設しており、在籍校から配信される授業をオンラインで受けたり、支援員とともに個別の学習に取り組む。

フリースクール等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

○家から出ることができない児童生徒



オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅でうける。

アウトリーチ支援

学校とつながっていない不登校児童生徒及びその保護者に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターから訪問支援をうける。

教育支援センター

地域の拠点となって、不登校児童生徒本人への支援に留まらず、その保護者が必要とする相談場所や保護者の会等の情報提供や、域内の様々な学びの場や居場所につなげることができるようにする。

7 令和 10 年度全国高等学校総合体育大会の開催について

1 全国高等学校総合体育大会について

全国高等学校総合体育大会は、教育活動の一環として高等学校等の生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的として開催されています。

同大会は、各都道府県持ち回り開催方式を原則としていましたが、平成 23 年度の北東北大会から地域別のブロック開催形式として、陸上競技や水泳を始めとする 30 競技が 7 月下旬から 8 月下旬に実施されています。

2 全国高等学校総合体育大会の本県での開催について

令和 10 年度全国高等学校総合体育大会は、全国高等学校体育連盟において東海ブロック 4 県での開催が決定され、本県では、バスケットボール等 6 競技 7 種目が実施されることとなりました。

なお、本県では、昭和 48 年度に単独開催、平成 30 年度に東海 4 県の幹事県としてブロック開催をしており、令和 10 年度は 3 回目の開催となります。

3 令和10年度全国高等学校総合体育大会について

令和 10 年度全国高等学校総合体育大会における本県開催競技種目および開催地については、以下に示すとおりです。

	競技種目		開催地	会場（予定）
1	バスケットボール		津市	日硝ハイウエーアリーナ 他
2	バドミントン		伊勢市	三重県営サンアリーナ 他
3	相撲		伊勢市	神宮相撲場
4	弓道		四日市市	四日市市総合体育館
5	自転車 競技	トラック レース	四日市市	四日市競輪場
		ロード レース	鈴鹿市	鈴鹿サーキット
6	ボクシング		志摩市	志摩市阿児アリーナ

※会場については、変更になる場合があります。

【他県開催競技種目】

	競技種目
愛知県	陸上競技、ソフトテニス、ハンドボール（女子）、レスリング、アーチェリー、なぎなた、カヌー、少林寺拳法
静岡県	水泳（競泳・飛込、水球）、バレーボール（女子）、卓球、ソフトボール、柔道、登山、空手道
岐阜県	体操（体操競技・新体操）、バレーボール（男子）、テニス、ハンドボール（男子）、ローイング、剣道、フェンシング、ホッケー、ウエイトリフティング

※現在、開催地が固定されている競技は、以下のとおりです。これらの競技は、令和 10 年度は東海ブロック以外で開催される予定です。

- ・ヨット：和歌山県において固定開催（令和 16 年度まで）
- ・サッカー：北海道や東北等の冷涼地において開催（令和 10 年度の開催地は未決定）

4 今後の取組について

全国や県高等学校体育連盟等の関係者と定期的に情報共有を行い、令和 10 年度全国高等学校体育大会の開催に向けた情報収集を行うとともに、開催市や県高等学校体育連盟の当該専門部等と計画的に準備を進めていきます。

8 審議会等の審議状況について（令和7年2月17日～令和7年6月2日）

1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	令和7年3月26日
3 委員	会 長 小林 慶太郎 副会長 松浦 直己 委 員 石川 正浩 他10名（うち出席者12名）
4 諮問事項	(1) 自己肯定感を涵養する教育の推進について (2) これからの県立高等学校の活性化について
5 調査審議結果	諮問事項について審議が行われ、意見を得ました。諮問事項(2)に関しては、更に調査研究するため「県立高等学校の在り方調査研究部会」が設置されました。
6 備考	次回開催予定：未定

2 三重県教育職員特別免許状授与審査会

1 審議会等の名称	三重県教育職員特別免許状授与審査会
2 開催年月日	令和7年2月21日
3 委員	伊藤 信成 他7名（出席者8名）
4 諮問事項	特別免許状の授与について
5 調査審議結果	任命権者等から推薦のあった特別免許状の教育職員検定申請6件について審査が行われ、特別免許状を授与することが妥当である旨の意見書が県教育委員会へ提出されました。 ※特別免許状制度は、教育職員免許法の規定に基づき、優れた知識や技能を有する社会人に、都道府県教育委員会が免許状を授与するものです。
6 備考	次回開催予定：未定

3 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	令和7年2月19日
3 委員	会長 松岡 美江子 副会長 中村 佳子 委員 磯部 由香 他7名 (出席者10名)
4 諮問事項	職業教育の充実・発展について
5 調査審議結果	「職業教育の充実・発展のための推進計画」の取組状況について審議が行われ、意見を得ました。
6 備考	次回開催予定：令和7年9月頃

4 三重県教科用図書選定審議会

1 審議会等の名称	三重県教科用図書選定審議会
2 書面決議日	令和7年4月25日
3 委員	会長 宮岡 邦任 副会長 長井 孝子 委員 鈴木 克彦 他17名
4 諮問事項	学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）の採択について
5 調査審議結果	市町教育委員会等に対して指導、助言又は援助するための資料について審議が行われ、決定しました。
6 備考	次回開催予定：令和7年6月20日

5 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和7年2月28日
3 委員	座長 池山 敦 委員 辻村 勝彦 他5名 (出席者7名)
4 諮問事項	社会教育関係者によるネットワークの活性化について
5 調査審議結果	令和7年度の予定および社会教育関係者ネットワーク交流会について審議が行われ、意見を得ました。
6 備考	次回開催予定：令和7年6月25日

6 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	令和7年3月10日
3 委員	会 長 岡野 友彦 委 員 岡田 昌彰 委 員 富島 義幸 他13名 (出席者13名)
4 諮問事項	・ 県指定文化財（天然記念物）奥郷の寒椿「獅子頭」について ・ 県指定文化財（無形民俗文化財）「多度大社の上げ馬神事」について
5 調査審議結果	上記事項について審議が行われ、意見を得ました。
6 備考	次回開催予定：令和7年8月下旬